

弘監収第11号
令和4年8月10日

弘前市長 櫻田 宏様

弘前市監査委員 菊地 清夫
弘前市監査委員 佐々木 宏一
弘前市監査委員 岡井 真

令和3年度弘前市資金不足比率 審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき
審査に付された令和3年度弘前市資金不足比率及びその算定の基礎
となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を
提出する。

令和3年度弘前市水道事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

令和3年度弘前市水道事業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和4年7月21日から令和4年8月4日まで

(3) 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続のほか、必要に応じ関係者に説明を求めるなどの審査手続を実施した。

2 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の結果は以上のとおりであるが、資金不足比率及び経営健全化基準は、次のとおりである。

比率名	令和2年度	令和3年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (%)	— (%)	20.0 (%)

令和3年度は該当数値なしで、前年度と同様である。

令和3年度弘前市下水道事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

令和3年度弘前市下水道事業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和4年7月21日から令和4年8月4日まで

(3) 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続のほか、必要に応じ関係者に説明を求めるなどの審査手続を実施した。

2 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の結果は以上のとおりであるが、資金不足比率及び経営健全化基準は、次のとおりである。

比率名	令和2年度	令和3年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (%)	— (%)	20.0 (%)

令和3年度は該当数値なしで、前年度と同様である。

令和3年度弘前市病院事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

令和3年度弘前市病院事業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和4年7月21日から令和4年8月4日まで

(3) 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続のほか、必要に応じ関係者に説明を求めるなどの審査手続を実施した。

2 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の結果は以上のとおりであるが、資金不足比率及び経営健全化基準は、次のとおりである。

比率名	令和2年度	令和3年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (%)	— (%)	20.0 (%)

令和3年度は該当数値なしで、前年度と同様である。